五十一」を「百分の四十八・五」に改め、同項第二号イ中「百分の四十八」を「百分の四十五」に、「百分の六十三」を「百分の五十九・五」に改め、同号ロ及びハ中「百分の三十六・五」に、「百分の四十六」を「百分の四十三・五」に改め、同項第三号イ中「百分の五十二」を「百分の四十九・五」に、「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改め、同号ロ及びハ中「百分の四十八・五」を「百分の四十六」に改める。

別表第一専門スタッフ職俸給表の項中「三級及び二級」を「二級以上」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五四―七

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（平成二十八年改正法附則第三条の規定が適用される間の読替え）

第十一条　平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条第二号中「給与法第十一条の二第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第三条の規定により読み替えられた給与法第十一条の二第一項」とする。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）に基づき、人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―八〇―五

人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（行政職俸給表㈠の九級以上の職員に相当する職員）

第一条の二　給与法第十一条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの

二　税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの

三　公安職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が十級以上であるもの

四　公安職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの

五　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

六　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの

七　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

八　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの

第二条の次に次の一条を加える。

（行政職俸給表㈠の八級の職員に相当する職員）

第二条の二　給与法第十一条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの

二　税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの

三　公安職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの

四　公安職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの

五　海事職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの

六　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

七　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

八　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの

九　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるもの

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（平成二十八年改正法附則第三条の規定が適用される間の読替え）

2　平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第三条中「給与法第十一条の二第一項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第三条の規定により読み替えられた給与法第十一条の二第一項」とする。

（行政職俸給表㈠の八級以上の職員に相当する職員）

3　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第三条第三項の規定により読み替えられた給与法第十一条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの

二　税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの

三　公安職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの

四　公安職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの

五　海事職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの

六　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

七　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの

八　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

九　医療職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの

十　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十一月二十四日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―九三―三

人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号イ中「三級」を「三級及び四級」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。